

北朝鮮籍とみられる漂着船対応のために一部改正した制度の概要

- 事業名
 - ・ 海岸漂着物等地域対策推進事業（環境省）
- 対象事業（変更なし）
 - ・ 道が自ら行う海岸漂着物等地域対策推進事業
 - ・ 市町村等が実施する海岸漂着物等地域対策推進事業に対し、道が補助する事業
- 補助率等

	通常の海岸漂着物等	北朝鮮対応の場合
離 島	9/10	9.5/10
過疎・半島	8/10	9/10
その他	7/10	8.5/10
特交措置	地方負担分の8割	地方負担分の10割
- 補助率上乘せの条件等
 - ・ 海岸に漂着した又は海上を漂流していた木造船等であって、朝鮮半島からのものであると海上保安庁が確認（書面による）したものを回収処理する場合
- 本制度の適用時期
 - ・ 12月22日以降に処理を行うものから適用
 - ※ H30も同様の取り扱い

【参考】海岸漂着物等地域対策推進事業質疑応答集より

問 77 海岸に漂着した船舶、岸壁に係留された船舶又は沿岸域に沈没した船舶であって相当の努力を払っても所有者が特定できず、腐食、破損又は老朽化（浸水や沈没したものも含む）し外見上明らかに廃棄物と判断されるような船舶を撤去・処理する場合、それに要する費用は本事業の補助対象になると解して差し支えないか。また、この場合、外国船舶であっても差し支えないか。

答 いずれも差し支えない。ただし、補助金の対象として回収・処理するのはプレジャーボートや小型漁船などの小型船舶に限定されたい。なお、不法係留船の撤去や港湾環境等の改善を目的として、港湾管理者や漁港管理車等が港湾区域や漁港区域に存在する船舶（老朽船、沈没船、浸水先頭を含む。）を撤去・処理する事業が存在する場合は、これら事業を優先的に活用されたい。

問 78 補助対象となる「小型船」の定義について、ご教示いただきたい。

答 小型船舶の範囲は以下のとおりとする。

- ① 総トン数二十トン未満の船舶
- ② 総トン数二十トン以上の船舶にあつては、船体の長さ（船体の強度、水密性又は防火性に影響を及ぼすことなく取り外しできる設備を取り外した場合における船体の前端から後端までの水平距離を言う。）が二十四メートル未満の船舶
- ③ 総トン数二十トン未満の漁船

なお、本補助事業は海洋ごみの処理を目的とするため、船籍（船籍不明を含む）は問わない。